

平成 30 年第 18 回

札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第 2 号）を除く

平成30年第18回教育委員会会議

1 日 時 平成30年10月11日（木） 13時30分～14時27分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	長谷川	雅 英
委 員	池 田	官 司
委 員	阿 部	夕 子
委 員	石 井	知 子
委 員	道 尻	豊
教育次長	山 根	直 樹
生涯学習部長	鈴 木	和 弥
学校教育部長	檜 田	英 樹
教育推進・労務担当部長	早 川	修 司
教育推進課長	井 上	達 雄
学びの支援係長	及 川	貴 史
児童生徒担当部長	長谷川	正 人
教職員担当部長	紺 野	宏 子
教職員担当課長	榊 原	直 志
人事係長	根 尾	毅
人事担当係長	伊 達	峰 史
人事担当係長	菅 野	智 広
人事係員	坂 本	諒 平
総務課長	宮 地	宏 明
庶務係長	札 場	義 章
書 記	山 本	裕 奈

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

議案第2号 平成31年度札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の登録者
決定について

【開 会】

○長谷川教育長 これより、平成30年第18回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員にお願いいたします。

なお、本日は、佐藤淳委員から、所用により会議を欠席される旨のご連絡がありました。

本日の議案第2号は人事に関する事項です。教育委員会会議規則第14条第2号の規定により、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川教育長 それでは、議案第2号は公開しないことといたします。

【議 事】

◎議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案

○長谷川教育長 それでは、議事に入ります。

議案第1号 札幌市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案でございます。事務局からご説明をお願いいたします。

○学校教育部長 議案第1号について、私からご説明申し上げます。

本案は、昭和38年教育委員会規則第12号「札幌市立特別支援学校学則」の一部を改正する規則案であります。

添付資料の3ページ目「配置計画と学則改正の内容」の2 平成31年度配置計画（本市関係分抜粋）をご覧ください。

配置計画は、道立高校あるいは市立高校、全日制定時制の高校と同様に特別支援学校につきましても、高等部につきましても、北海道教育委員会が策定するもので、高等部における各特別支援学校の翌年度、平成31年度の第1学年の定員を定めるものになります。配置計画は、北海道教育委員会と本市との間で事前に十分な協議を行った上で示されているものであり、本市の意向が反映されているものであることから、配置計画に基づき、本市における平成31年度の特別支援学校高等部の定員等を定めております。

30年度と比較し、31年度の定員数に変更があるのは、網掛けをしている山の手養護学校の普通科重複学級の1学級3人の減、北翔養護学校の1学級3人の減となっております。

これは実際に特別支援学校種別のところをご覧くださいただけると分かるのですが、山の手養護学校はそもそも病弱の児童を対象にした学校、北翔養護学校は重度の肢体不自由の児童を対象にした学校でございます。その子どもたちが高等部に進学するという場合には、中学部と連携、つまり実際に通っている子どもたちの状況を保護者等と教育相談をしながら、事前に、来年、山の手養護学校の1年生に入学する、あるいは北翔養護学校の1年生に進学する、という意向を確認した上で学級数を決めていくということになりますので、今回30年度と31年度で対象の児童が少し減るため、学級数が減っているということになります。

ただ、両校とも、31年度の第1学年の定員は減りますけれども、この30年度末に卒業いたします第3学年と31年度に入学する第1学年の人数が同じであるため、総定数には変わりがないので、今回はこの部分については学則の変更は必要ないという状況になります。

次に、3 学則改正の内容でございます。

内容については、今回改正が必要になるのは、豊明高等支援学校とみなみの杜高等支援学校になりますので、この2校についてご説明させていただきます。

資料4ページ目（1）豊明高等支援学校の【表①】「豊明高等支援学校学科別の定員数比較表」をご覧ください。

現在、豊明高等支援学校は旧学科と新学科がちょうど混ざった状況ですが、31年度には旧学科の生徒が全て卒業し、新学科で学ぶ1年生、2年生、3年生の子どもたちが全員揃うという状況でございます。そのため、表にありますとおり、29年度より学科の再編を進めており、定員がそもそも旧学科の時には、定員が1学年56人だったものが新学科に移りますと、定員が全部で40人となっております。そのため、総定員、いわゆる1年生から3年生を合わせた数が136人であったものが120人、つまり40人×3学年で、人数が16人減るため、学則の改正が必要となります。

次に、（2）みなみの杜高等支援学校の【表③】「みなみの杜高等支援学校の総定員及び学級数比較表」をご覧ください。

こちらはちょうど今年で開校2年目を迎えておりますので、来年には学年進行で1学年から3学年まで全員揃うこととなります。

ですので、総定数が昨年度までは1学年56人×1、2学年の112名でしたが、31年度は1、2、3学年と全員揃うため、56人×3学年で168名となり、人数が変更となることから学則の改正が必要となります。

これまでご説明させていただいた内容をまとめたものが、1ページ目の本議案書となります。

また、資料のところに新旧対照表なども載せておりますが、今ご覧いただいたところが1番ご理解をいただけるかと考えております。

本議案についての説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○長谷川教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

先ほど説明がありましたように、例えば第3学年が減ったとしても、総定員で変わらなければ学則改正は必要ないということで、山の手養護学校や北翔養護学校が変わらないということですのでよろしいでしょうか。

○学校教育部長 そのようになります。

○池田委員 資料として、北海道教育委員会が策定した配置計画も添付していただいたので、概略は分かるのですがけれども、今日的な、特に札幌市における問題点とか課題がもしありましたら、紹介していただければと思います。

○**学校教育部長** みなみの杜高等支援学校が新しく開校した頃には、札幌圏、いわゆる北海道教育委員会が定めております札幌を中心とした石狩、空知、後志だけではなく、胆振だとかを含めた地域の特別支援教育が必要な子どもたちの人数がとても多くなっていました。その子どもたちの受け皿を何とか確保しなければならぬということで、北海道教育委員会もあいの里の高等支援学校をつくったり、廃校した高校をそのまま特別支援学校に変えて星置の方の特別支援学校をつくったりと、進めておりました。

今のところ、想定内の範囲で動いてきておまして、その中では比較的札幌の子どもたちも近くの学校に通える子が多くなってきているという現状です。

加えて最近、小・中学校の特別支援学級で学んだ子どもたちも、通級を持つ高校、通信制も含めて、いろいろな選択肢があるものですから、普通に特別支援の高等支援学校に行くという選択肢のほかに、通信制の高校などに進学する子もいるものですから、進学状況としては子どもたちの選択肢が少し広がってきています。そのことで、逆に高等支援学校の定員以上で入れないという部分は、少し緩和されている状況にあると捉えております。

○**池田委員** ありとうございました。

○**長谷川教育長** ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、議案第1号は提案どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**長谷川教育長** それでは、議案第1号は提案どおり決定されました。

続きまして、議案第2号は公開しないことといたしますので、傍聴者の方はご退席をお願いいたします。

[傍聴者は退席]

以下 非公開